

平成 22 年第 3 回定例会（9 月）一般質問

（2）信頼回復に向けた自発的・積極的な情報の開示について

- 議員 宮下 裕美子 続きまして、2 点目の質問に入ります。先ほど 1 点目の質問でも申しましたように、信頼回復に向けた自発的・積極的な情報の開示についてこちらも町長に対する質問です。町長は当事者による情報の隠ぺいがあったと発言していますが、町長が直接の当事者に対して、そう思うのと同じように町民は役場組織全体に対して、隠ぺい体質、或いは積極的な情報開示が無いと感じています。ここには当然理事者も含まれています。これは切手事件における町側の一連の対応、特に教育長が辞任した時や処分の発表の際の根拠の説明不足に強く表れていました。また、町長は常々議会は町民の代表であるから、議会との話し合いで町民との対話をしたいと議회를位置付けているにも関わらず、議会に対する説明が消極的だったり、議会より先にマスコミに報道がなされたこともありました。1 点目の質問でも指摘したように、時代は情報開示や説明責任を求めています。町長も日ごろの発言でコンプライアンス・法令順守と併せて情報開示や説明責任も明言していることから、月形町もその動きに乗っているものと思っていました。しかし現実にはそうになっていないのではないのでしょうか。そこで町長に質問します。今後、どのような姿勢で情報開示を行っていくのでしょうか。今までのような言葉だけでは不十分ですので、具体性のある内容をお願いします。また、今回の切手事件における情報開示や説明責任は果たせていたのか、その認識も合わせ町長自身の考えをお伺いいたします。
- 議長 吉田 義一 町長。
- 町長 櫻庭 誠二 最初に今回の切手不祥事に関わるところの情報これらがきちんと開示をされていたのかというご質問だと思います。私としては、情報についてはできる限り確定したものから発表したというふうに、そのことは私としては理解しているところでもあります。ただ、議会より先にマスコミが報道したという事実関係があるのは事実であります。しかし、私たちは発表できるものはきちんと発表していった。ただ、今回の事件につきましては、いわゆる犯罪に結びついていくようなところの中で、調査としてしっかり確定した根拠のあるものだけを発表せざるを得なかったし、予測や推測の中では発表できなかったというところですし、個人的な感情、それらの流れの中での説明という部分についても私たちとしては控えたというところでもありますから、そのことについてはご理解いただきたいと思います。

- 議長 吉田 義一 宮下裕美子君。
- 議員 宮下 裕美子 答弁漏れがあります。
- 議長 吉田 義一 町長。
- 町長 櫻庭 誠二 今後の情報開示ということではありますが、何に対する情報開示を言われているのか、通常的な情報として行政の一般の仕事というのは、すべて情報であります。それらの情報の中で必要な人、必要なところにはきちんと開示しているつもりでありました。ただ、今回のような事件の状況になった時に、これらをどの基準で行っていくのかというのは事件性のケースバイケースでまた違って来るのだろうと考えております。ただ、行政として責任を持った説明のできるものについては、いち早く今回の事件についても説明をしてきたところであります。
- 議長 吉田 義一 宮下裕美子君。
- 議員 宮下 裕美子 今回の事件に関しては確定できるもの根拠のあるものを確実に伝えてきたと、それから場合によっては控える部分もあったというふうに答弁があったところですが、例えば、情報は最終的には開示されるわけですが、その途中にあってどのような姿勢で開示しているかということが、私たちに対してそれが積極的に情報開示されているのか消極的なものなのかというふうになってくると思います。例えばですが、先ほど言った教育長辞任の件に関しては、本来この議場で定例会において、通常三役の方が着席された中で一般的に始まるのが常ですが、その直前に教育長が辞められているわけです。何の説明も無しに議会が始まったということで実際的には金子議員からの緊急質問ということになって、その中身が明らかになったわけです。もしも、積極的に情報開示するのであれば、その細かい内容は別にしても教育長が辞職したという説明はあってしかるべきですし、その時にこの教育行政はきちんと次長が引き継いでいるので、何ら問題無くこの本会議が進められるという説明があって初めて議論が行えるものだと私は考えています。そういう説明も無しに最高責任者であった教育長が欠席したまま何の説明も無しに6月の定例会は始まって、そのことに対しては最終的には情報は開示されていますけれども、結局はこちら側の問いかけに対して回答しているそういう場面はとても積極的に開示しているというふうには思えません。それから、先ほどもう一つ事例に出しました、切手事件の処分に関してですが、8月20日のお知らせ号の中に用紙が1枚入りまして、処分の内容は示されていました。けれど、その処分に至った経緯や根拠についてはいささか不十分であったのではないかと考えています。多くの町民の方から、あの後声をお伺いしましたが、結局そこに書かれていることは今までもすでに報道であったり、議会が出した議会だよりの中で触れていることが多く、処分

の内容については新たに書かれているわけですが、その根拠に対しては充分ではなかったと。そういう意味でなぜそういう処分をしたのかという根拠も含めて説明があつてしかるべき、そのことが今回の確定したものでなければ伝えられないということには当たらないと思います。町側がきちんと自分たちで決めて提示すべきこと、あるいは行政を進めるうえで必要なことは自らが積極的に開示していく、そのことが重要で、そういうことが今回のことでは、なされなかったというふうに私は判断しています。このことに対して先ほどケースバイケースで事件のあった場合は難しい場面もあるというふうにおっしゃっていましたが、1点目でも言いましたように、組織的なことを信頼回復を進めるためには積極的な情報開示がとにかく必要で、こういう事件の時こそもっと自らが伝えられる部分を積極的に伝える必要があるのではないかとこのように考えています。これら、色々情報開示について事例も交えて言ったわけですが、それに対して町長の見解をお伺いいたします。

- 議長 吉田 義一 町長。
- 町長 櫻庭 誠二 まず、教育長の辞任のところではありますが、教育長の辞任ということで辞表を受け取ったのが、6月7日、定例会が9日ですから、7日の時でありました。その時に実は議長・副議長によばれて、どういう経過だったのかという部分を含めて報告できる部分については、私達としては報告をしたというところがあります。ただ、そのことが議員の皆さんに不審を持たれたということであれば、このことについてはお詫びをしたいというふうに考えております。もう1点、懲罰としての根拠という話でしたが、これは私たちの町の職員の懲罰に関する規定の中で、この事件に対して処分をしたということであり、処分の根拠を示せという意味が私としては理解ができないと考えております。
- 議長 吉田 義一 宮下裕美子君。
- 議員 宮下 裕美子 先ほど2点目の時にもう1点聞きたかったのは、こういう形で積極的にすることが情報開示をもっと積極的にしなければ信頼回復はできないということに対して、どう思うかということが含まれていたのですが、この答弁を今聞いてしまうと、議長、今の答弁漏れとして扱っていただけますか。町長の先ほどの答弁は個別事例に対する答弁はしていただいたのですが、要は積極的な情報開示が信頼回復のためにもっとも必要じゃないかということに対してはいただけていないので、その部分に対して答弁をいただきたいのですが。
- 議長 吉田 義一 町長。

- 町長 櫻庭 誠二 今回は極めて特殊な事案でありました。その流れの中で私達としても危機管理という部分で、町民から見て不手際であったり、物足りないという部分があったということについては、今後しっかり情報開示をしていこうと考えておりますが、今回の事案で私達の意識の中に隠ぺい意識があったということは決してありません。ただ、確定してきちんと調査公表できるものからしたという部分では、私たちの中ではそのことを情報開示をしなかった、意識的に隠ぺいしたということは全く無かったということでご理解いただきたいと思えますし、今後の形の中でこのことを教訓として前向きに取り組んでまいりたいと考えています。
- 議長 吉田 義一 宮下裕美子君。
- 議員 宮下 裕美子 最後の前向きに取り組みたいということに関しては後ほど説明させていただきます。最初に個別の案件で教育長辞任のことと、処分に対して説明があったわけですが、教育長辞任に対して前もって議長・副議長にすでにお話されたということは私たちも聞いています。しかし、そもそも、私が前もって言いましたのは町長は議会に話すことによってそれは町民に話したというふうに捉えているというふうにおっしゃっている以上、議長副議長個別の議員に対してそうやって説明するのも一つですが、本来は本会議できちんと説明することが町民への説明に直接的には繋がってくるわけです。私たち議員に議場や委員会室全員協議会の場で説明が無いということは、基本的には非公式の場面ですので、一番やはり、情報をきちんと公開するという姿勢に立てば本会議場で説明があってしかるべきというふうに考えています。それから、処分の根拠に関して言えば確かに審査会において答申のあったことに肅々と処分を決めていくわけですが、その答申の中で今回の切手の取り扱い遺失物なのかそれとも公共物なのかということに対しても触れているわけです。それらが今回の問題の大きいところを占めるというふうに考える町民もいるわけです。それがあって初めて処分に繋がっていくその重さも変わってくるというふうに考えますので、そのあたりの説明は審査会からの答申の中に含まれていたらそれも含めて説明するのが当然のことではないかと私は考えています。そのことに対しては町長と見解が食い違うわけですが、多くの場合、そういう点に疑問を持っているということだけは認識していただきたいというふうに考えています。最後の質問になりますので、今後の対応のところで町長は今回の事例は特別なものであって教訓として取り組みたいというふうにおっしゃっていましたが、私も確かに今回のことは特別なことだというふうに考えています。ただ、特別な時ほどきちんとした対応をしなければ信頼は生まれません、それは本当にそういうことだというふうに考えています。隠ぺい意識は無かったと言うのであれば、それこそ本来、本当になかなか

難しい問題で意識が無い人に意識しろといっても難しいわけですから、もったきちんとした形の中で明解な形の中で情報開示を決めていかなければ、今後、実行されていかないのではないかというふうに考えています。それで、例えば、情報開示・説明責任を明確にした条例を制定してはどうかというふうに考えています。例えば、ニセコ町のまちづくり基本条例、これは自治体基本条例に当たりますが、こういうものの中には情報の開示や説明責任などが明確に謳われています。調べたところ現在の月形町の条例に積極的な情報開示や説明責任を謳ったものはありません。これら、先ほど町長はご自分の思いで今回のことを教訓に積極的に取り組みたいとおっしゃっていますが、それをやはり形として町民全体に知らしめるということでもこういう条例化など形にすることを考えてみてはいかがかと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

- 議長 吉田 義一 町長。
- 町長 櫻庭 誠二 私たちのまちにも情報公開条例を立ち上げたところでもあります。その流れの中で私は今情報公開条例について、宮下議員の質問の様なことが条例の中で謳っているのかどうかを含めて確認をしなければなりません、その部分については前向きに考えていきたいと思えます。ただし、情報公開条例の中での足りない部分については、補いをしていくというふうに考えています。
- 議長 吉田 義一 宮下裕美子君。
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。